

対象事業の名称：津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）再整備事業

● 環境配慮検討書の概要

事業の概要	事業の種類	建築物の建設（第三種）
	計画内容	位置：相模原市緑区千木良476 構造：RC造2階建約2,304㎡ 外
	目的	津久井やまゆり園再生基本構想に基づき、千木良地域における障害者支援施設の整備に向けて、新築及び改修工事を行う。
	計画地の選定理由	「津久井やまゆり園再生基本構想」に基づき、これまで利用者が生活していた千木良地域における入所施設を再整備して利用者の生活の場を確保する。
自然・社会環境的要素		
植物・動物・生態系		
	緑の保全 又は緑化	既存樹木を極力活かす計画とし、相模原市開発事業基準条例に基づき、予定建築物等の敷地面積に占める緑化施設の面積の割合を10%以上、県有施設の緑地率確保に関する実施要綱に基づき、緑地率（施設を設置しようとする区域面積に対する緑地の割合）を15%以上とする。
	景観	現在の建物に比べて低層階の建築とする。新たな建物は小規模な暮らしの具現化や一般の住居に近い外観にするなど、敷地周辺の景観に馴染み良好な環境を形成することを目指す。
	文化財	敷地内の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法に基づき、神奈川県教育委員会と協議を進め対応を検討する。
	日照障害	現在の建物に比べて低層階の建築となるため、日照障害は軽減される見込みであるが、建築基準法等を遵守し、隣地境界線との離隔距離を十分に確保する等、日照障害が起こらないよう配慮する。
公害防止的要素		
	大気汚染	厨房棟及びプール棟の外壁等にアスベストの含有が判明したため、法令に従い適切に除去する。工事期間中における建設機械は排出ガス対策型を使用し、工事用車両については、ディーゼル車規制（県条例等）への適合を徹底する。 発生土運搬時もタイヤ洗浄など排出車両の清掃や道路の散水を行い粉塵対策を行う。場内での車両のアイドリングストップを行うほか、不要な空ふかし、急加速等の高負荷運転を禁止する。
	水質汚濁	既存施設同様、汚水雑排水は公共下水道へ接続し、放流する。
	騒音	工事期間中における建設機械は低騒音型を使用し、近隣住民

環境配慮の内容		に配慮する。 供用後においても、イベント等を行う地域交流の空間（管理棟、体育館、プール、グラウンド）を、従来と同様に住宅地と反対側の西側に配置する等、近隣住民に配慮する。
	振動	工事期間中における建設機械は低振動型を使用し、近隣住民に配慮する。
	防災・安全確保的要素	
	交通	
	渋滞	工事中は、工事車両が速やかに現場内に入れるよう、工事用ゲートの前に交通誘導員を配置して、渋滞の発生を抑制する。 供用後も施設前で渋滞が発生しないよう、敷地の入口部分に車両の進入が可能な広場を計画する。
	安全	建設工事期間中の工事車両の通行は近隣住民の安全を確保するため、近隣に所在する小学校の登下校の時間帯における工事車両の迂回や、工事現場における交通誘導員の配置など安全に配慮する。
	地震対策	建築基準法・同施行令及び県の耐震建築物計画指針に準拠した構造とする。また、敷地内には緊急車両動線を確保する。避難動線については、2方向への避難を可能とし、明確な動線となるよう配慮する。 グラウンドについては一時的な避難用地として引き続き活用し、近くに防災資機材倉庫を配置する。
	地球規模等の環境要素	
	省資源	再生砕石の使用等、工事現場で使用する資機材や商品等は環境負荷の低減に資するものの調達に努める。施設については長寿命化実現のため、計画時点から耐震性や耐久性、メンテナンスのしやすさ等に配慮する。
	省エネルギー	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に準拠し、建築物のエネルギー消費性能の向上に努める。 なお、居住棟はLED照明の導入に加え、光庭等を設けて自然光を取り込み、南側の屋根には太陽光パネルを設置するなど、省エネルギーに配慮した計画とする。
温暖化防止	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に準拠し、建築物のエネルギー消費性能の向上に努める。 なお、居住棟はLED照明の導入に加え、光庭等を設けて自然光を取り込み、南側の屋根には太陽光パネルを設置するなど、省エネルギーに配慮しつつ、二酸化炭素の排出抑制を図る計画とする。	
水循環	雨水排水路についてはなるべく既存の施設を活用するなど、水	

		循環に配慮する。
	廃棄物	<p>コンクリート塊、建設発生木材等については、県指定処理施設への搬出を求め、再資源化に努める。</p> <p>その他の廃棄物についても、建設リサイクル法、廃棄物処理法等に基づき、建設資材の分別処理、建設廃棄物の再資源化等に努める。</p> <p>アスベストについては、法令に従い、適切な手順に則り処理する。</p>
	発生土	<p>建設に伴う発生土が生じるが、居住棟の整備において地盤の高さをなるべく既存と同一にする等、残土処分量の削減に努める。</p> <p>生じた発生土については、指定処分地へ搬出し、適切に処理を行う。</p>

● 審議結果通知書及び措置状況報告書の概要

通 知 事 項	措 置 状 況
<p>1 環境配慮の内容等について見直しが必要と認められる事項 なし</p> <p>2 基本計画の策定にあたり考慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緑の保全又は緑化」については、担当部署と協議の上、法令等で定められた緑化率を確保すること。</li> <li>・「水質汚濁」については、担当部署と協議の上、特に工事中に発生する汚濁水について適切に処理すること。</li> </ul> <p>3 その他 なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県自然環境保全課と協議し、「県有施設の緑化率確保に関する実施要綱」に基づき、緑地率25%以上を確保することとした。</li> <li>・ 相模原市津久井水道事務所と協議し、工事中の汚水雑排水については、仮設配管等を経由して、公共下水道へ放流することとした。なお、地盤改良で発生する汚泥等については、産業廃棄物として適切に処理することとした。</li> </ul>